

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第2 （第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の4 （略） (9)の5 <u>審査請求の裁決</u> のために必要な措置を すること。 (10) （略）	別表第2 （第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(9)の4 （略） (9)の5 <u>不服申立ての決裁及び決定</u> のために必 要な措置をすること。 (10) （略）